

事前評価調書

I 事業概要																																																																				
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）																																																																			
地区名	かまさわ 鎌沢																																																																			
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょうおおあざかりくさちない 北設楽郡東栄町大字振草地区内																																																																			
事業のあらまし	<p>鎌沢は北設楽郡東栄町に位置し、保全対象として一般県道八橋中設楽線及び指定避難所となっている旧粟代小学校、人家5戸を抱える土石流危険溪流である。</p> <p>土石流による土砂災害から人命財産及び公共施設を守るため、砂防堰堤を整備し、土砂災害対策を推進する。</p>																																																																			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般県道八橋中設楽線及び旧粟代小学校（指定避難所）、人家5戸を土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 																																																																			
事業費	事業費		内訳																																																																	
	4.0億円		□工事費3.5億円、□用補費0.15億円、□その他0.35億円																																																																	
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成38年度																																																														
事業内容	砂防堰堤工 1基、溪流保全工 35m																																																																			
II 評価																																																																				
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等が発生した際は甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を守る必要がある。費用便益分析マニュアル（砂防事業）に基づき算出したB/Cは5.9で1.0を超えている。																																																																		
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】土石流から保全対象を守る必要があるため。</p>																																																																	
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・堰堤工 ・溪流保全工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">1.5</td> <td colspan="5">2.5</td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	工種 区分	調査・設計	←→									用地補償		←→								工事			←						→	・堰堤工 ・溪流保全工			←					→	→	事業費（億円）		1.5			2.5				
			H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38																																																									
	工種 区分	調査・設計	←→																																																																	
用地補償			←→																																																																	
工事				←						→																																																										
・堰堤工 ・溪流保全工				←					→	→																																																										
事業費（億円）		1.5			2.5																																																															
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土石流対策の要望の声が高まっているため、合意形成は図られていると判断する。																																																																			
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。</p>																																																																		
III 対応方針																																																																				

<p>妥当である</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<p>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 ・該当なし 【主な評価内容】 ・砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>	